いて一類感染症に係る感染症法の規定を適用することを定める政令の廃止が行われるまでの間

(3)　指定感染症　当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われ、かつ、当該感染症について入院又は宿泊療養若しくは自宅療養に係る感染症法の規定が準用されたときから、当該感染症について全国的かつ急速なまん延のおそれがなくなった旨の公表が行われ、又は当該感染症について入院並びに宿泊療養及び自宅療養に係る感染症法の規定がいずれも準用されなくなるときまでの間

㈣　厚生労働大臣は、㈡の⑴のロ及び⑶の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者並びに旅館業の業務に関し専門的な知識及び経験を有する者の意見を聴かなければならないこととした。（第四条の二第三項関係）

㈤　宿泊しようとする者は、営業者から㈡の協力の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならないこととした。（第四条の二第四項関係）

2　旅館業の営業者が宿泊を拒むことができる事由の見直しに関する事項

㈠　宿泊しようとする者が、伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるときに宿泊を拒むことができることとされていたところを、特定感染症の患者等であるときに宿泊を拒むことができることとした。（第五条第一項第一号関係）

㈡　宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したときは、宿泊を拒むことができることとした。（第五条第一項第三号関係）

3　みだりに宿泊を拒むことの禁止等に関する事項

営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、宿泊を拒むことができる事由のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにすることとした。（第五条第二項関係）

4　厚生労働大臣による指針の作成に関する事項

㈠　厚生労働大臣は、宿泊者に対する感染防止対策への協力の求めに関する事項及び宿泊を拒むことができる事由等に関する事項に関し、営業者が適切に対処するために必要な指針（以下この4において単に「指針」という。）を定めることとした。（第五条の二第一項関係）

㈡　厚生労働大臣は、指針を定める場合には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者、旅館業の業務に関し専門的な知識及び経験を有する者並びに旅館業の施設の利用者の意見を聴かなければならないこととした。（第五条の二第二項関係）

㈢　厚生労働大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととした。（第五条の二第三項関係）

㈣　㈡及び㈢は、指針の変更について準用することとした。（第五条の二第四項関係）

5　事業譲渡による旅館業の営業者の地位の承継に関する事項

営業者が旅館業を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人がその譲渡及び譲受けについて都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）の承認を受けたときは、譲受人は、営業者の地位を承継することとした。（第三条の二関係）

6　従業者に対する必要な研修の機会の付与に関する事項

営業者は、旅館業の施設において特定感染症のまん延の防止に必要な対策を適切に講じ、及び高齢者、障害者その他の特に配慮を要する宿泊者に対してその特性に応じた適切な宿泊に関するサービスを提供するため、その従業者に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならないこととした。（第三条の五第二項関係）

7　宿泊者名簿の記載事項の見直しに関する事項

営業者が旅館業の施設等に備え、都道府県知事の要求に応じて提出しなければならない宿泊者名簿の記載事項について、宿泊者の職業を削除し、宿泊者の連絡先を追加することとした。（第六条第一項関係）

二　食品衛生法、理容師法、興行場法、公衆浴場法、クリーニング業法、美容師法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正関係

営業を譲渡する場合の営業者の地位の承継について、一の5に準じた改正を行うこととした。（食品衛生法第五六条、理容師法第一一条の三、興行場法第二条の二、公衆浴場法第二条の二、クリーニング業法第五条の三、美容師法第一二条の二及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第七条関係）

三　施行期日等

1　検討

㈠　政府は、一の1の㈡の協力の求め（一の1の㈡の⑶に掲げる者にあっては、当該者の体温その他の健康状態その他厚生労働省令で定める事項の確認に係るものに限る。）を受けた者が正当な理由なくこれに応じないときの対応の在り方について、旅館業の施設における特定感染症のまん延防止を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第二条第一項関係）

㈡　政府は、過去に旅館業の施設において宿泊を拒むことができる事由に関する規定の運用に関しハンセン病の患者であった者等に対して不当な差別的取扱いがされたことを踏まえつつ、一の2の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第二条第二項関係）

㈢　㈠及び㈡のほか、政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第二条第三項関係）

2　経過措置

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第三条～第一二条関係）

3　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（法律第五三号）（法務省）

一　民事執行法の一部改正関係

電磁的事件記録の閲覧等、事件に関する事項の証明、記録事項証明書の提出等の省略、電子情報処理組織による申立て等、強制執行の実施、執行文の付与、債務名義等の送達、不動産の売却不許可事由について意見を陳述すべき期間の指定、電子配当表に記録された各債権者の債権又は配当の額に対する異議申出期間の指定、音声の送受信による通話の方法による配当期日、供託に係る債権者が催告を受けた日から二週間以内に供託の事由の消滅等の届出をしないときの供託金の配当等の実施、担保権の登記（仮登記を除く。）がされた不動産についての不動産担保権の実行の申立てがあった場合の不動産担保権の実行の開始、音声の送受信による通話の方法による財産開示期日及び映像等の送受信による通話の方法による開示義務者の陳述に関する規定等、所要の規定の整備を行うこととした。